

経皮吸収に係るリスク評価と措置の関係図

		経皮吸収	
		勧告なし	勧告あり
経気道ばく露	リスク低い	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価打ち切り ・企業の自主的管理 <p style="text-align: center;"><29物質> (リスク高いが作業工程共通でないとした4物質を含む。)</p>	<p style="text-align: right;">今回の主な検討対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年度までは左に同じ。 ・H28年度より、詳細評価まで行うこととなっているが、その判定方法は未定 <p style="text-align: center;"><u><17物質></u> (リスク高いが作業工程共通でないとした4物質を含む。)</p>
	リスク高い	<ul style="list-style-type: none"> ・特化則の対象とする。 ・局所排気装置等の設置、特殊健康診断の実施 等 <p style="text-align: center;"><14物質></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特化則の対象とする。 ・局所排気装置等の設置、<u>保護具の使用、汚染時の洗浄、特殊健診の実施</u> 等 <p style="text-align: center;">↓ 経皮吸収対策としてH29.1.1より施行</p> <p style="text-align: center;"><5物質></p>
	評価中	<p style="text-align: center;"><8物質></p>	<p style="text-align: center;"><8物質> (うち経気道ばく露でリスク低いと見込まれるもの<u>2物質</u>)</p>

注:太字二重下線部は議論の材料となる物質